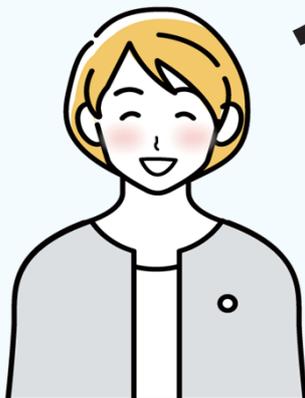


無料

筑前町にお住まいの方の オンライン法律相談

筑前町リモコ

第3水曜日 13:30~15:30



リモコは、オンラインで弁護士との無料法律相談を受けることができるサービス*です。相談料は、法テラスが負担するため、無料で相談することができます（同じ内容で3回まで）。オンライン機器は、自治体等が用意するため、オンライン機器をお持ちでない方も相談可能です。相談場所は、最寄りの公的施設やご自宅など、相談者のご希望に沿って決めることができます。*令和6年1月から筑前町役場・福岡県弁護士会・法テラス福岡の連携事業として開始しました。

こんなときにご利用ください

民事・家事・行政に関する
法的トラブルを解決したい
(刑事事件以外)

【相談例】
借金、離婚、相続、労働、
損害賠償請求など

対象者

筑前町にお住まいの町民で、①~③をいずれも満たす人
①ケアマネジャー・相談員・保健師等（以下「支援者」といいます。）がついている人で、支援者が相談に同席してもよい人
②相談内容が民事・家事・行政事件である人（刑事事件ではない人）
③法テラスの民事法律扶助相談援助の資力要件を満たす人
*資力要件は、裏面でご確認ください。

申込方法

①支援者を通じて、筑前町地域包括支援センターにリモコの申込みをします。
②相談日時が決まりましたら、相談希望者は、援助申込書と確認書*を記入して支援者に渡します。
*援助申込書と確認書の書式は、支援者から受け取ってください。
③支援者は、筑前町地域包括支援センターに援助申込書と確認書を提出します。

相談当日

①支援者と一緒に相談希望場所で待機します。
②支援者がオンライン機器を準備し、インターネットに接続します。
③支援者と一緒に、オンラインで弁護士に相談します（最大30分）。

お問合せ

筑前町地域包括支援センター
(申込受付窓口) ☎0946-22-0171

法テラスの資力要件

収入・資産について、法テラスが定めた基準以下であることが要件になります。
基準は、同居している家族人数によって、異なります。

収入

同居している家族人数 (本人+配偶者+扶養親族)	①手取りの月收入 (本人+配偶者)	②家賃・住宅ローン 加算額
1人	182,000円以下	41,000円まで
2人	251,000円以下	53,000円まで
3人	272,000円以下	66,000円まで
4人	299,000円以下	71,000円まで
5人	329,000円以下	71,000円まで

○収入は手取りの月收入になります。

給与生活者：手取り月収+手取り賞与合計の12分の1

年金受給者：年金額から税金・社会保険料を控除した額

事業者：直近の税務申告を基に手取り月収を計算

無職者：失業手当が給付されていればその月収額

○家族5人以上の「①手取りの月收入」は、4人の基準額299,000円に、家族が1人増えるごとに、30,000円を加算した金額となります。

○家賃・住宅ローンを支払っている場合、「②家賃・住宅ローン加算額」の範囲内で「①手取りの月收入金額」に加算することができます。家族5人以上は、4人と同額の71,000円です。

○医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等がある場合、控除することが可能な場合もあります。

○離婚など、配偶者が事件の相手方の場合、配偶者の収入は含めません。

資産

同居している家族人数 (本人+配偶者+扶養親族)	現金・預貯金 (本人+配偶者)
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人	300万円以下



○資産の対象は、現金と預貯金のみです。家族5人以上は、4人と同額の300万円です。

○3か月以内に支出すべき医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等がある場合、控除することが可能な場合もあります。

○離婚など、配偶者が事件の相手方の場合、配偶者の資産は含めません。